

政策推進会議の傍聴に関する注意事項

入室時にお渡しする会議資料は、退出時に回収させていただきますのでご了承ください。(持ち帰りは不可)
また、傍聴にあたっては、次の事項をお守りください。違反した場合は、退場を命じる場合があります。
違反行為等で退場を命じられた場合及び非公開とされた案件が協議される場合は、速やかに会議室より退出してください。

<傍聴できない者>

- 1 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 2 酒気を帯びていると認められる者
- 3 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- 4 はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 6 ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者ただし、市長の許可を得た者を除く。
- 7 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると市長が認めた者

<傍聴人の守るべき事項>

- 1 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 3 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 携帯電話の電源を切ること。
- 6 その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

尼崎市総合政策局企画管理課